サイバーセキュリティに関する情報提供枠組みについて

資料２－１

●我が国におけるISAC（Information Sharing and Analysis Center）の概要

- ✓ ISACとは、主にサイバーセキュリティに関連する脅威情報について、各業界内で共有・分析するための組織
- ✓ 米国では、2000年頃から、業界ごとの情報共有のため、ISACの設置を促進
- ✓ 我が国でも、2002年にTelecom-ISACが設立されたのを皮切りに、各分野で導入し情報共有を促進

【国内での主なISACの設置状況等】

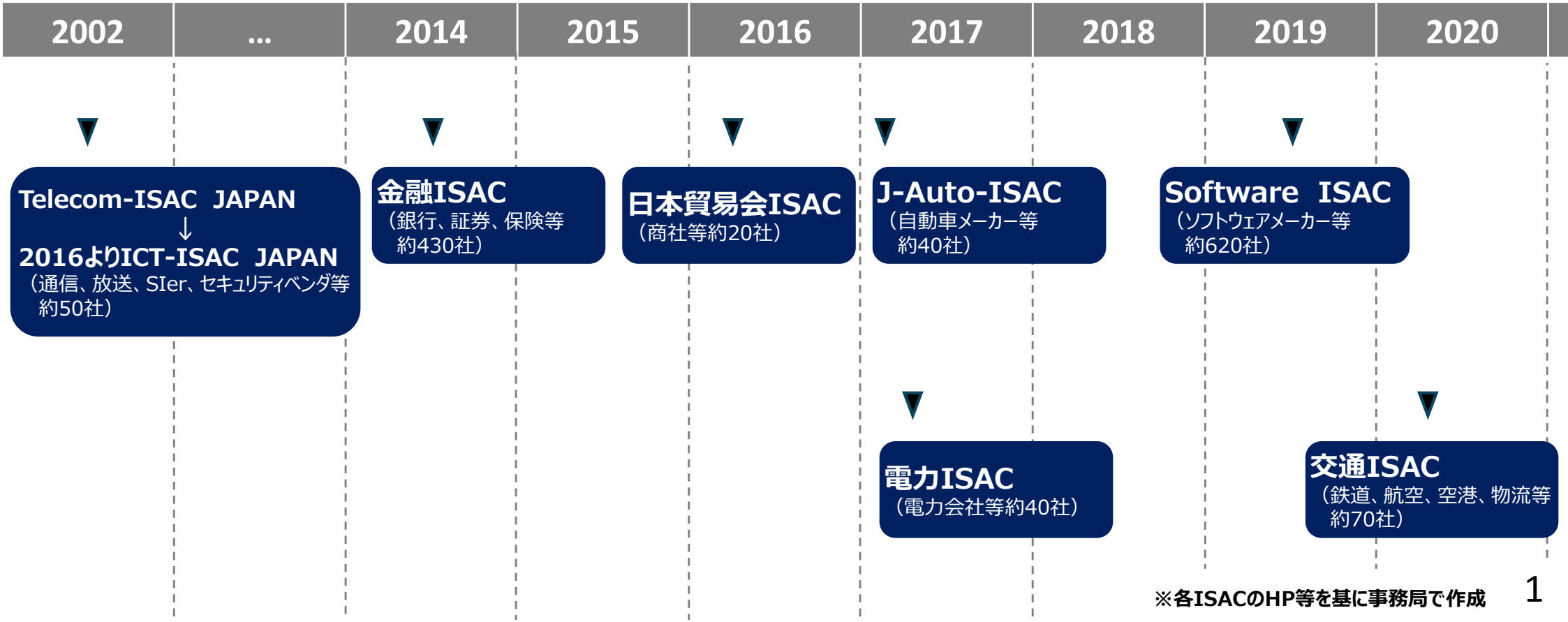

※各ISACのHP等を基に事務局で作成

サイバーセキュリティに関する情報提供枠組みについて

●サイバーセキュリティ協議会の概要

目的

我が国のサイバーセキュリティに対する脅威に積極的に対応する意思を有する多様な主体が相互に連携して、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行う

➡ 主として、**脅威情報等の共有・分析、対策情報等の作出・共有等**を**迅速に**行う（原則システムを活用）

サイバーセキュリティ協議会（CS戦略本部長等により組織）

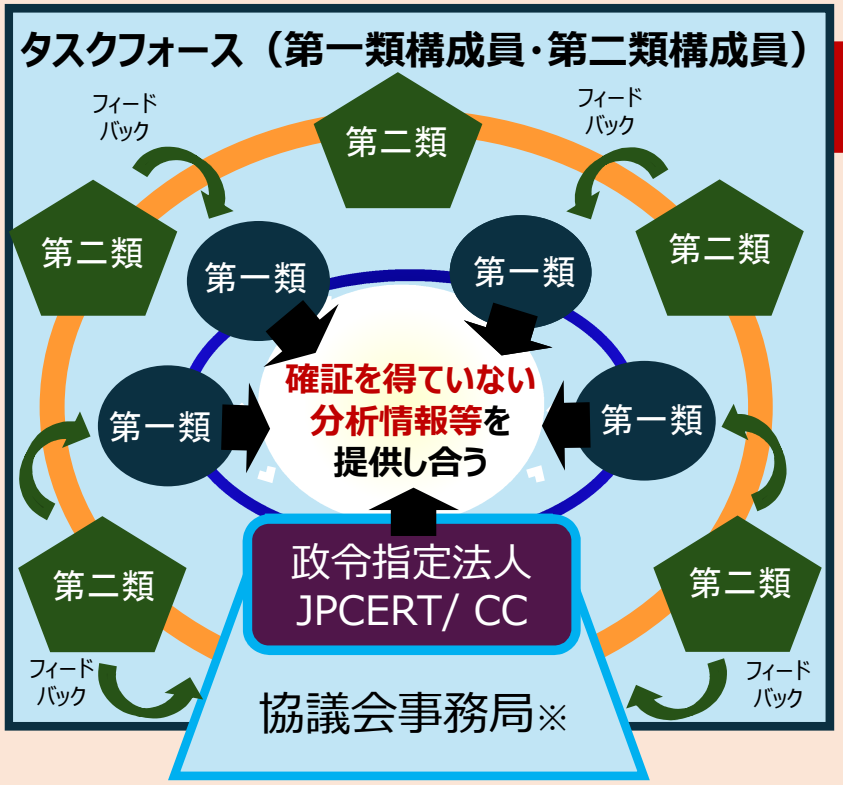

作出した対策情報等の共有 ➡ **一般の構成員**

総会

全構成員により構成（各構成員に１の議決権）

・総会は毎年開催（電子的手段の開催も可）
・規約の改正　等を実施

運営委員会

運営委員は、CS戦略本部長等

・構成員の入会の承認、除名
・**情報提供等協力の求め**
等に関することを担当

※事務局の庶務はNISC外部連携班が担当

協議会の特徴

①官民、業界といった従来の枠を越えた**オールジャパンによる**情報共有体制

②システムを用いて情報共有等を行う「**バーチャル協議会**」

③直感的な違和感といった**早期の段階からの情報提供、相談等を促進**
構成員には、法律に基づく守秘義務※、情報提供義務が適用　※罰則付き

④**ギブアンドテイクルールを徹底し、積極的な情報提供者へのメリットを増加**
※積極的な情報提供に意欲と能力のある構成員を**「タスクフォース」**としてグループ化

サイバーセキュリティ協議会構成員数の推移

R1 (5月)	R1 (10月)	R2	R3	R4	R5	R6
91	155	225	266	303	315	322

申込みを行うことのできる者

◆国の関係行政機関　◆地方公共団体　◆重要インフラ事業者
◆サイバー関連事業者（主にセキュリティ関連事業者を想定）◆大学・教育研究機関　等であり、協議会の活動に賛同する者（事業者の団体等も含む）
※協議会の目的達成または活動に支障を生じるおそれがある場合は承認しない場合がある

※公表資料を基に事務局で作成

サイバーセキュリティに関する情報提供枠組みについて

●サイバーセキュリティ協議会の活動実績

■令和５年度に協議会において取り扱った情報の件数　全５２件（うち継続案件１７件）
→対策情報等を広く公開等するに至った回数　３６回（令和６年３月３１日時点）

○協議会における情報共有活動が開始されて以降、これまで各組織に散らばって存在し、協議会がなければ早期に共有されることがなかったであろう機微な情報が、組織の壁を越えて共有されている。

○令和５年度に協議会において取り扱った情報の件数（注）は５２件であり、これらはいずれも協議会がなければ早期に共有されることがなかった機微な情報。

（注）「取り扱った情報の件数」は攻撃活動の数に着目して件数をカウント。
ある構成員等から提供された案件が、他の構成員等から提供された案件と重複・関連すると認められる場合には１件として計上

○これらの案件について、令和６年３月３１日までに、協議会以外の場を含め、対策情報等を広く公開し、又は一定の範囲に限定して共有するに至った回数は３６。

※　協議会では、他の情報共有体制では拾えていなかった情報を早期に発見・共有したり、他の情報共有体制で既に共有されている情報を補完する機微な追加情報を関係者に限定して共有すること等を主眼としており、共有情報を真に有益で、他では得られないものに絞り込んでいることから、共有の件数を追及していない。

○協議会タスクフォースにおいて取り扱った情報を踏まえたサイバー攻撃の情勢や、タスクフォースが注視している攻撃活動の動向をレポートとして、協議会構成員に限定して配信しており、令和５年度にはレポートを２９回配信。

※公表資料を基に事務局で作成